

## 消費者基本計画の検証・評価・監視（平成19年度）の進め方等について（案）

平成19年度の消費者基本計画の検証・評価・監視の作業については、第1回目となった平成18年度の作業の結果等を踏まえつつ、以下の通り行うこととする。

### 1. 19年度作業の前段階の検討

平成19年2月を目途に開催予定の消費者政策部会において、19年度作業について事前の検討を行う。主な検討内容は以下の通り。

19年度作業において重点的に検討する事項の決定

各委員がプレゼンテーションを行う際の担当する施策の決定

作業の進め方・スケジュールについての確認

### 2. 部会での作業の進め方

- (1) ワーキンググループは設置せず、部会本体で審議を行う。（各施策につき委員全員の知見により審議を行うため）
- (2) 部会を来年4月～7月の間で複数回（月1回程度）開催する。
- (3) 各省庁ヒアリングは、原則として1回の開催とする。（18年度作業では設置された2つのワーキンググループで各々2回ずつ実施）
- (4) 各省庁ヒアリングとは別に、外部の有識者（専門家）から話を聴く回を設けることとする。
- (5) 各委員は特定の施策を担当し、部会においてプレゼンテーションを行う。（担当する施策については、来年2月開催予定の部会において決定）

### 3. 作業シート

- (1) 各施策の進捗状況や今後の取組みを記入する作業シートについては、原則として1施策1ページとする。
- (2) 消費者政策部会での審議や各省庁の作業が時間的余裕をもって行われるよう、各省庁への発注時期を早める。